

平成 30 年 1 月 1 日

各 位

各務原市市長公室まちづくり推進課長

「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」を名乗る 架空請求はがきについて

平素より、市政に格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度秋以降「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題したはがきが家に届いた、という相談が多く寄せられています。文面には、「訴状が提出された」、「財産の差し押さえを強制的に執行する」などと不安をあおり、本人からの連絡を求めるものとなっています。また、類似の名称や構成を使ったはがきも確認されています。

これは、架空請求です。はがきに書かれている電話番号には絶対に連絡をしないようにし、相手にしないことが大切です。それでも不安に感じる場合には、「消費者ホットライン 188 (いやや!）」や「各務原市消費生活相談室」へご相談下さい。

記

※これはひとつの例です

【消費者ホットライン】 188 (いやや!)

※局番はありません。

※市や県などの消費生活相談窓口につながります。

※年末年始を除く。

【各務原市消費生活相談室】

開設日時 毎週 月・水・木・金曜日

10:00~12:00

13:00~17:00

場 所 市民相談室

(市役所本庁4階 まちづくり推進課)

電 話 058-383-1884

※電話相談も可能です。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)322 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に關しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年●月●日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関●丁目●番●号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-●●●●●●●●
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

※裏面にその他、悪質商法や詐欺の事例を記載しています。